

「奈良県高校生等奨学給付金(専攻科)」支給制度について

○ 奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、**高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給**します（返還の必要はありません）。

○ 令和7年度新入生で、本給付金の**前倒し支給（3か月分）の決定を受けている方は、本案内の対象外**です。残額（9か月分）の申請書類は別途ご用意していますので、本案内による申請は行わないようご注意ください。

1. 支給の要件（対象となる世帯）

主たる生計維持者等（父母等）のうち、**主たる生計維持者等（父母等）全員の住民税所得割額が非課税または要件を満たす課税の世帯**

○課税証明書の場合の確認箇所

例	県民税	市民税
所得割（額）	●●●●円	○○○○円
均等割（額）	2000円	3500円

※主たる生計維持者等(父母等)が**奈良県内に住所を有している**ことが必要です。

※**令和7年7月1日時点**で要件を全て満たしていることが必要です。その他、詳細な要件については裏面をご覧ください。

2. 支給時期と支給額

○ 支給時期の見込み（予定）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
第1次締切までに申請	申請	審査		12か月分受給			
第2次（最終）締切までに申請		申請		審査		12か月分受給	

※ 第1次締切または第2次締切のいずれかの期日（奈良県内の高等学校等に通う方は学校が指定する期日）までに**1回のみ**申請してください。

○ 支給額

世帯区分	支給額（年額）
① 非課税（0円） である世帯	52,100円
② 105,500円未満 である世帯（①以外）	10,420円
③ 264,500円未満 かつ 多子世帯 （3人以上扶養）（①②以外）	10,420円

3. 申請手続き

奈良県教育振興課のウェブページから申請書をダウンロードし、必要な書類（裏面に記載）を以下のとおり提出してください。

○ 奈良**県内**の高等学校等に通う方：**学校が指定する期限までに、在学する学校に提出**してください。

○ 奈良**県外**の高等学校等に通う方：以下のいずれかの期日までに次の**【提出先】に郵送**してください。

第1次 令和7年 8月 8日（金）【消印有効】

※8月9日消印分から2次扱い

第2次（最終） 令和7年10月31日（金）【消印有効】

※どちらの期日でも支給額は変わりません

【提出先】 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県 地域創造部こども・女性局 教育振興課 私学係

※必ず封筒に**送り主の氏名・住所・奨学給付金申請書在中**を記載してください。

※申請書裏面**【学校記入欄】**の日付が、**令和7年7月1日以降の日付でない**と受理できません。

※**最終の締切（令和7年10月31日（金））後の消印のものは受理できません。**

<申請書のダウンロードはこちら>

奈良県 私学奨学給付金

検索

<http://www.pref.nara.jp/40219.htm>

4. 申請に必要な書類

対象となる生徒 1 人につきそれぞれの①と②を作成し、③のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

※奈良県外の高等学校等に通う場合のみ④必須

【申請者全員が提出する書類】

① 「奈良県高校生等奨学給付金申請書」(第 1 号様式 (第 5 条関係))

② 「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」(別紙第 1 号様式)

③ 必要添付書類

世帯区分で添付する証明書等が異なりますので、以下の区分に応じて必要な添付書類を提出してください。

世帯区分	必要添付書類
住民税所得割の合計が ① 非課税 (0 円) または ② 105,500 円未満 (①以外) である世帯	・主たる生計維持者等 (父母等) 全員の 「令和 7 年度 (令和 6 年分) 課税証明書」(市町村役場にて発行) (※ 1)
(①②以外で) 住民税所得割の合計が ③ 264,500 円未満 かつ 多子世帯 (3 人以上扶養)	・主たる生計維持者等 (父母等) 全員の 「令和 7 年度 (令和 6 年分) 課税証明書」(市町村役場にて発行) (※ 1) + ・扶養誓約書

(※ 1) 「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」(給与所得者) の写し
または、「道府県民税・市町村民税の納税通知書」(自営業など) の写し のいずれかでも可

④ 在学 (在籍) 証明書 (基準日令和 7 年 7 月 1 日以降の証明日)

※奈良県外の高等学校等に通う場合のみ必須

※申請書裏面の【学校記入欄】への直接証明 (推奨) または 学校発行様式の添付 のいずれか

5. その他

○ 奈良県高校生等奨学給付金の支給の要件 (詳細) について

令和 7 年 7 月 1 日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

- ① 主たる生計維持者等が奈良県内に住所を有していること (海外等在住で日本国内に住所を有しない場合は対象外)
※主たる生計維持者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が奈良県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し同様の給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
- ② 主たる生計維持者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税または要件を満たす課税の世帯であること
- ③ 子が大学への編入学基準を満たす課程又は国家資格者養成課程を有する高等学校及び中等教育学校 (後期課程) の専攻科の学科に在学しており、以下のいずれにも該当していないことが必要
・退学、停学 (三か月以上) の処分を受けた者
・前年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の 5 割以下の者
・前年度における出席率が 5 割以下の者
- ④ 1 人の高校生等に対して、主たる生計維持者等全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと
- ⑤ 児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと

※上記②を満たさない場合でも、家計急変により主たる生計維持者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税または要件を満たす課税の世帯に相当すると認められる場合には、家計急変世帯対象の奨学給付金の対象となる可能性がありますので、該当する場合は在学する高等学校等 (奈良県外の高校の場合は奈良県教育振興課) までご相談ください。(なお、通常募集分と家計急変分との併給はできません。)

○ 事実と異なる内容の申請により支給された場合は返還を求めます。

◆ 高校生等奨学給付金 (私立高等学校等 (専攻科)) についてのお問い合わせ ◆

◇奈良県地域創造部子ども・女性局教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町 3 0 tel 0742-27-8347

◇在学する高等学校等 (学校が申請のとりまとめをしている場合)